

少人数学級について

論 点	・ 高校における少人数学級の在り方 ・ 学級定員と再編基準との関係性 ・ 改定指針における扱い など
--------	--

1 学級定員の推移

・ 昭和37～41年度	国の第1次学級編制及び教職員定数改善計画	50人（普通科等）
・ 昭和42～48年度	第2次計画	45人
・ 平成5～12年度	第5次計画	40人

※ 本道においては、平成3年10月に生徒が急減する都道府県について、弾力的措置として40人学級を実施可能とされたことを受け、平成4年度から順次40人学級とし現在に至る

2 現行指針における記載内容

学級定員については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号）に基づき、40人とします。
なお、引き続き、国からの加配を活用した少人数指導の充実に努めます。

3 市町村等からの主な意見

- ・ コロナウィルス感染症対策の観点からも少人数学級化が必要
- ・ 学校存続や学級数維持のため、少人数化を図るべき

4 学級定員を40人としている考え方

- ・ 学級定員40人は国の標準どおり
- ・ 高校の教職員数は生徒定員に基づき算定、学級数を変えずに少人数化した場合、国から措置される教職員の人件費等の財源が減少
- ・ 少人数指導は望ましいものの、1学級規模の高校に対して道独自に3名の教職員を措置している中、少人数学級のための更なる財源捻出は困難
- ・ 道立高校の少人数学級化を図るためには、国の制度改正が必要であるとの考えのもと、道は毎年国に対して要望

* 全国的には令和3年度現在で、本道を含む24道県が普通科の学級定員を40人としている。

5 指針運用の実際

- ・ 道立高校の本年5月1日時点の第1学年1学級当たりの平均在籍者数

第1学年の学級数 (学校数)	1学級 (55校)	2学級 (23校)	3学級 (24校)	4学級 (21校)	5学級 (21校)	6学級 (17校)	7学級 (13校)	8学級 (14校)
平均在籍者数	22.5人	26.0人	30.3人	35.8人	36.8人	38.4人	38.7人	39.0人